

配分的正義と障害学

——ケイパビリティ・アプローチの再検討——

柏葉武秀

はじめに

ロールズは主著『正義論』で次のように述べている。

「全員の身体的ニーズおよび心理的諸能力が通常の範囲に収まっていると想定するつもりなので、ヘルスケアや知的能力のもろもろの問いは生じない。こうした困難な諸事例を考察しはじめると、正義の理論の埒外に及ぶようなことから早計に招き寄せてしまえばかりでなく、私たちの道徳上の識別能力 (moral perception) までも動転させかねない。自分たちとは隔たっているながらその運命が憐憫と不安を掻きたてる人びと (persons distant from us whose fate arouses pity and anxiety) のことを、配慮せざるをえなくなるからである」(ロールズ 一三二—一三三)

この言葉は、彼の正義の原理（格差原理）で手厚く遇されるべきもつとも不遇な人を正確に規定しようとする箇所が登場するのだが、その文脈にはこだわらないでおく。本稿の目的は、ここで「自分たちとは隔たつていながらその運命が憐憫と不安を掻きたてる人びと」とされている人びとすなわち障害者を正義論が適切に捉えきれていない、それどころか理論構築において最初から考察の外に放置されている事態を批判的に検討することにある。むろん問題の射程はけっして狭いものではない。設定されるのはより限定的な目的である。つまり障害学のインパクトを正義論はいかに受け止められるかを解明するのである。

ロールズがなぜ障害者を正義論の構想から除外しようとしたのか。その主要な理由は、障害者は「社会の日々の運営に全面的かつ能動的に参画しつつ、生涯を通じて（直接あるいは間接的に）仲間と共生・連携する人びと相互の諸関係」に入ることができず「社会的協働に従事する市民」とは考えられないとロールズが断じている点にある（同書）。しかし、障害者を能力に欠けた社会への貢献度の著しく低いものだと決めつける正義論の枠組みそのものに、いまや当の障害者から異議申し立てがなされている。そのような正義論の視線からは障害者を「社会に貢献できなく」させている社会的な仕組みが見落とされているのではないか。障害とは何かを当事者の観点を重視して探究する障害学はこのように正義論を告発する。

障害学の立場からの正義論への批判は、配分的正義においてなすが配分されるべきかをもつぱらの争点とする正義論には社会環境を再編して障害者の被っている不利益を減少させようとする方向性が決定的に欠けているというものである。この批判はどこまで妥当だろうか。すなわち、配分的正義では障害者の「障害」を生み出している社会要因除去という問題を包摂できないのだろうか。本稿では、リベラルな平等理論における配分的正義についての議論を再整理しながら障害学からの正義論批判に答える道を探りたい。

一 障害学の規範的主張と正義論

まず障害学の基本的なタームを確認しておきたい。本稿で紹介するのはイギリスの障害学である。イギリス障害学は自ら障害者である研究者が担っており、「隔離に反対する身体障害者連盟」(UPIAS)結成にいたる障害者運動と密接につながっている(杉野二〇〇七、一一六―一八)。UPIASはいわゆる障害に次のような二つの側面を区別している。障害を身体上の欠損である「インペアメント」とインペアメントをもつ人々が現行社会組織によって被る不利益を「ディスアビリティ」に区別し、ディスアビリティの解消を模索する。

「インペアメント…手足の一部、または全部の欠損、あるいは手足の欠陥や身体組織または機能の欠陥をもっていること

ディスアビリティ…身体的なインペアメントをもつ人々をまったく、またはほとんど考慮せず、そのことによって彼らを社会活動の主流から排除する現在の社会組織によって生じる不利益、または活動の制約」(オリバー 三四)

この障害学の「社会モデル」によれば、ディスアビリティとはけっして障害者個人の特性ではなく、インペアメントをもつ人々を無力化している社会環境の問題へと位置づけ直される。障害とは社会的に構成されたものだというわけである¹⁾。この社会モデルを受容する論者からは、障害者をそのインペアメントのゆえにたとえば労働生産性が低く、その分社会的貢献度に劣るとみなすロールズらの視線は、ディスアビリティを個人の問題へと切り詰めせいぜいが治療対象としてのみ位置づける「個人モデル」とその根は共通であると批判されるだろう。

ところで「ディスアビリティとしての障害は社会的に構成される」との命題は、それ自体ではいくぶん曖昧なままにとどまっている。それはモデルなのかそれとも概念か、あるいは単なる解釈なのか必ずしも判明ではないのである (Hacking 1999, 38-9)。もっとも、UPIASが提唱したかぎりでは、障害の社会モデルはあくまでもモデルであって概念や定義ではないことに注意したい。オリバーその人も社会モデルは当初より「障害の理論」を自称した事実はないとも述べている (Oliver 2009, 49)。社会モデルの理論的な含意と発展については現在なお論争中であるが、その論争での特定の立場に立たずとも規範的な主張と理論的構成は区別できるはずである。

そこで、UPIASの二分法から「社会組織によって生じる不利益、または活動の制約」との文言に着目し、「障害者が被っている不利益は解消できるし、解消すべきである」と障害学の規範的主張をひとまずは総括しておきたい。この主張であれば、リベラルな平等を旗印とする正義論は、たとえ障害の社会的側面を重視しない理論でも応答可能だと思われる。いわれなき社会的抑圧に苦しんでいる人びとの苦境に正義論は無関心ではいられない。とはいえ、応答の仕方は完全に任意ではありえない。正義論は障害学の社会的モデル自体がもつ含意に適切に答える必要があるからである。

正義論に課される制約には、次の二つを挙げるができるだろう。それぞれ社会的モデルの二つの含意に対応している。まず、社会モデルの要には「障害者の不利益は、障害者個人にはなく、もっぱら社会的環境に起因する」という含意が認められる。この含意を正面から受け止めるためには、正義論には「正義論は社会環境整備、再構築への要求に応えられるのでなくてはならない」との制約が課せられる(制約1)。さらに、社会モデルには第一の含意の系ともいべき「障害者を一方的に「欠陥あるもの」と決めつけるのは不当である」とのテーゼが織り込まれている。したがって正義論は「障害者への配慮が障害者にステイグマを強いることになってはならない」との制約をも引き受けなくてはならない(制約2)。

だが、配分的正義の理論たる正義論は、障害学が突きつける規範的主張を容易には受け入れないように思われる。肢体不自由者に車椅子購入のためのなんらかの配慮を例にとってみる。制約1を満たすべく、肢体不自由者が被っている移動上の

不便を社会政策で改善するために無料で車椅子を支給する政策が提案された場合、この政策はどのようにして正当化できるだろうか。

センが、ロールズの格差原理は肢体不自由者に対して適切な分配を提供できないと批判しているのはよく知られている (Sen 1983)。格差原理では、社会的基本財が分配されるだけなので、財から得られる満足の面でも健康者に劣っている肢体不自由者に対する配慮を備えていないというのである。というのも、肢体不自由者は誰にでも等しく分け与えられるべき社会的基本財ならば、想定上すでに十分所有しているので、車椅子支給費用のような特別の追加配分を認める余地がないからである。

財のような客観的に測定される基準ではなく、嗜好や厚生といった主観的な基準を採用しても事態はあまり改善しない。たとえば、多幸症の肢体不自由者を考えてみる (Cohen 1989, 1993)。彼は多幸症であるがゆえに、貧しく足が不自由であっても、厚生を基準とするとじつさに幸せである。もし平等の測定基準を厚生にとるならば、この肢体不自由者を無料の車椅子支給対象者リストに載せる理由はなくなるはずである。車椅子がなくても人生を十分謳歌しているなら、特別な配慮は無用というわけである。

また、障害者に対するスティグマを押しはならないというもう一つの要請も正義論にとつては、大きな困難である。アンダーソンによれば、現代の配分的正義の有力理論の多くは、人生を幸運と不運とからなるくじとみなし、幸運な人びとは幸運のゆえに獲得したものを不運な人びとに配分すべきと考えている。「運の平等論」と特徴付けられる。この平等論は、障害者を生来の乏しい才能しかなく、市場価値ある仕事に結びつかない才能しかないもたない不運な犠牲者と同一視し、その劣悪な内的価値あるいは状態のゆえに補償対象とみなしている。このような視線のもとでなされる障害者への補償が障害者の自尊心を傷つけるのは論を待たない (Anderson 1999, 305)。

このように制約1も制約2も正義論が満たすのは予想以上に難しい。元来リベラルな平等論の前提には、道徳的に無関係

な諸個人の差異に基づく不平等を排除した社会こそが正義にかなった社会だとの直観が置かれている。この直観からはごく自然に「精神的・身体的障害を理由に人は差別され不利益を被ってはならない」との主張が引き出されてくるようにみえる。にもかかわらず、障害の社会モデルに依拠した障害学の規範的主張を前にして正義論は戸惑いを見せざるをえない。果たしてこの戸惑いは正義論の宿痾でしかないのだろうか。

二 ケイバビリティ・アプローチ

二一

ロールズや「運の平等論」が、障害学の規範的主張が課す制約1に無力であったのは、コーエンのいう「財と効用の中間にあるミッドフェア」を理論的射程から外していたからだと思われる (Coleman 1993, 18)。つまり、たしかに配分された財によって可能にはなるという意味で財の「後に」あるが、効用や厚生に直結するのではなくそれらをじっさいにもつ「前に」生じていなければならない中間領域に目を向けていないのである。障害者のニーズはこの中間領域にこそ存在する。そこに平等を測定する焦点を絞っているのがセンとヌスパウムが提唱する「ケイバビリティ・アプローチ」である。

センは論文「何の平等か？」において肢体不自由者のニーズを「基本的ケイバビリティ」と解釈して、ケイバビリティの平等を基準とする代替アプローチを提出している (Sen 1982)。それがケイバビリティ・アプローチである。センの構想の枠組みを、後により整備されて詳述されている『不平等の再検討』から引いておく。まず、個人の生活は「機能」の集合から構成される。機能とはひとが「何者かであること、何かをなすこと」であって、重要な機能には、十分な栄養状態や健康といった基本的なものから幸福、自尊心、社会生活への参加などといった複雑なものまで含まれている。センによれば、人間の福祉 (well-being) の評価はこれらの多様な機能充足を評定するものであるべきとなる。そしてこれらさまざまな機能

の組み合わせを表現するのが「ケイパビリティ」であり、ケイパビリティの集合が生活における個人の選択の自由を表すのである (Sen 1992, 39-42)。

それでは、ケイパビリティ・アプローチでは、さきの肢体不自由者への車椅子支給政策はどのように扱われるだろうか。センは、ロールズは財の利益は財そのものであるのではなく「人と財とのあいだの関係性」にあると解釈できないと批判していた (Sen 1982, 366)。つまり、ロールズに欠落しているのは、分配された財でもって、各人が何を実現できるか、個人によって違いのあるニーズは何かという「財の後」を見据える観点である。この観点を維持するならば、さきの肢体不自由者の例で配慮すべきなのは、肢体不自由者がどれだけ財を所有しているかではなく、移動する能力をじっさいに発揮できているかどうかである。肢体不自由者のケースでは、「現実に移動の自由を享受すること」が機能に、その機能充足のための多様な方途がケイパビリティに相当するだろう。ケイパビリティが平等の測定基準に採用されるならば、平等に「配分」されるべきなのはこのケイパビリティということになる。すなわち、肢体不自由者には、障害の程度や住環境さらには職場などへの交通手段などを多角的に考慮しながら、移動の自由をじっさいに保障する措置が講じられねばならない。もしそのためにも車椅子が必須であるとすれば、車椅子購入費用になんらかの手当を講じてはじめて、ケイパビリティの平等が獲得されることになるだろう。もつとも単純な措置は、先の例のような公的負担による車椅子支給政策であるかもしれない。そのときには、財や厚生上の平等論とは異なつて、肢体不自由者への追加的な資源分配をケイパビリティの平等を目的として正当化する論理が導かれるはずである。

こうしてケイパビリティ・アプローチは社会環境整備への要求を正当化できる。ケイパビリティ・アプローチは社会モデルが正義論に課す制約1に応えうる理論なのである。では、制約2についてはどうであろうか。センの路線に従えば、たしかに障害者の不利益を、障害者個人ではなく社会の側の問題として捉え返すことができる。しかし、そこから導かれた社会的配慮は障害者を特別扱いする「弱者」対策にすぎないとの懸念を払拭できないかもしれない。もしそうであれば、障害

者は恭しく恩恵を押し頂くだけの受動的な立場に閉じ込められてしまう。これではケイパビリティ・アプローチが制約2を満たすとは到底いえないのではないか。センが障害者のニーズに触れるのは彼の理論を説明する事例としてだけであって、継続的な関心をもっているかどうかは不明である。そこで、ケイパビリティ・アプローチが制約2を満たしていないとの危険を払拭するためには、障害者について主題的に扱う一書をものしているヌスバウムへと目を転じなくてはならない。

二二二

ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチは、機能とケイパビリティの用語法とその規定内容はおおむね共通であるものの、センのそれとは次の点で区別される。まず、ヌスバウムは「ケイパビリティの平等」を社会正義の原理として正面から提唱しながら、平等に保証されるべき「中心的ケイパビリティ」を具体的にリストアップしている³。これらはいずれもセンが禁欲し続けているところであり、両者の差異を際立たせている。さらに、センのケイパビリティ・アプローチはQOL（生活の質）の比較研究に焦点を当てているのに対して、ヌスバウムは核となる人間のエンタイトルメント（権原）を説明し、それを人間の尊厳概念の内実を示すものと考えている。ヌスバウムにとって、リストアップされたケイパビリティ群は人間の尊厳を尊重するミニマムであって、それゆえあらゆる社会が尊重し履行しなくてはならない。

ヌスバウムによれば、人間のケイパビリティとは「人々がじつさいになしえまたそうでありえるもの」である。この規定はセンとほとんど同じであるが、ヌスバウムにとってケイパビリティは、人間存在の尊厳に値する生についてわれわれが抱いている直観を表現している。ケイパビリティは各々閾値レヴェルを設定され「それを下回ると真の人間の機能が市民に利用可能ではない」。したがって、「社会的目標はこのケイパビリティの閾値を市民に超えさせることによって理解されねばならぬ」(Nussbaum 2006a, 71)。ヌスバウムは、10のケイパビリティ・リストを挙げている (Nussbaum 2000, 78-80, 2006a, 76-78)。リストすべてを紹介する余裕はないが、それはたとえば「通常の寿命の人生を最後まで全うできること」

である生命といった人間の基底的な次元から政治活動への参加あるいは平等や所有権のような政治・経済的次元にいたるまで広範囲をカバーしている。重要なのは、このリストに掲載されているケイパビリティは人間にとって本質的だということである。というのも、これらのケイパビリティをすべて（人間にふさわしい）閾値以上に行使用することこそが人間という種に固有の存在様式だからである。中心的なケイパビリティは人間が普遍的な機能を満たすのに不可欠でありしたがって「真に人間的な」存在として生きるために本質的なのである。それゆえ政府や国家は、市民がケイパビリティによって可能となる基礎的レヴェルの機能を獲得するまで、リソースを供給する義務を課せられている。

ケイパビリティ・リストを参照しながら、先のロールズとセンの応酬で具体例となった肢体不自由者の車椅子購入費用負担を再度取り上げよう。ヌスバウムのリストには「身体的健全さ (Bodily Integrity)」が載っており、その内容には「場所から場所へと自由に移動すること」が真っ先に含まれている。ケイパビリティとは人間の尊厳ある生を可能にする最低限の条件であった。それゆえ肢体不自由者が自由に移動するために車椅子が必要不可欠であるとするならば、車椅子を供給する義務を社会は負っていることになる。車椅子購入費用を社会的に負担しないとすれば、それは肢体不自由者に人間としての尊厳を否認することに直結してしまう。センであれば、肢体不自由者への車椅子支給政策はケイパビリティ・アプローチによって理論的に正当化される可能性が開示されるとどまったかもしれない。それに対してヌスバウムにおいては、車椅子支給政策は人間の尊厳を確保するというきわめて強力な規範的力をもつまでに「道徳化」するのである。

このヌスバウムの理論から導かれた車椅子支給政策は、肢体不自由者に肩身の狭い思いをさせることはけっしてない。というのも、ヌスバウムにとって「障害者の生」と「健常者の生」は連続した一つの人間の生であって、二つの間に画然と線を引くことはできないからである。先に引用したように、ロールズは障害者と「自分たちとの隔たり」を強調し、この隔たりのゆえに障害者は「社会的協働」に参加しえない人々だと決めつけていた。ヌスバウムは、この言葉の背景にロールズのひいては従来のリベラリズムが前提としてきた歪んだ人格像を読み取り、厳しく論難する。ヌスバウムの判定によれば、こ

れまでリベラリズムは政治社会で活躍する人格をカント哲学に範を求めて理性的で自律した存在者だと暗黙裡に想定してきた。これに対してヌスバウムはアリストテレスに依拠しつつ、相互依存的で傷つきやすい政治的人格論を提起する(Nussbaum 2006a, 96-103, 160)。ヌスバウムが指摘するように、私たちは幼子のときには保護者から世話をされ、老いては家族や社会福祉制度の援助を頼みに生きている。障害者を恒常的なケアを必要とする人々だと規定するのが仮に妥当だとしても、「障害」と「健常」の区別はそれほど自明ではない。また、障害者がたとえ現在では経済活動において生産性が低いとしても、社会的なサポート体制が整備されるならば、十分に「社会的協働」に貢献できるだろう(Nussbaum 2006a, 105)。これらの事実をこそ更新されたリベラリズムは正面から引き受けなくてはならない。新たな政治的人格構想として「人間は能力においても必要においても傷つきやすく時間の流れの内で生きる生き物」であり、しかも「きわめて多様な人生における活動を必要とする」という点で「障害をもつ (disabled)」な存在者だと認めなくてはならないのである(Nussbaum 2006a, 221)。

ヌスバウムのケイバビリティ・アプローチが制約2を満たすのはもはや明らかである。人間がみな多かれ少なかれ障害者である以上は、ことさら「障害者」を特別な配慮を必要とする存在者としてカテゴリー化しなくてはならない理由が希薄であるからである。肢体不自由者の例でいえば、どのようなニーズをもつものであれ、市民に移動の自由を保障するのが重要なのであって、それを困難にするかぎりで障害(インペアメント)の有無が問われるにすぎない⁴。

ここまでの検討の結果、センとヌスバウムのケイバビリティ・アプローチが障害学のインパクトを十分に受け止めうる理論であることが明らかになった。最低限、障害学が正義論に課していた二つの制約を満たす理論候補としての資格を備えているのは確認できるはずである。これをもって本稿の一応の結論としておきたい。

三 十分論

ケイパビリティ・アプローチは「何の平等か」という問いにケイパビリティこそが平等の測定基準となるべきだと回答している。センはなお慎重であるけれども、ヌスバウムははっきりとケイパビリティの平等を掲げて理論構築に臨んでいる。だが、ヌスバウムが真に追求しているのは本当に「平等」であつたのだろうか。むしろ各人がリスト上のケイパビリティの閾値を越えていることが重要なのであつて、ひとたび閾値を超えてしまえば他者と比べてケイパビリティの水準が等しいかどうかは争点にならないのではないか。じつさい、ヌスバウムは閾値を超えたケイパビリティにほとんど言及しておらず、さほど関心も示していない。そうであれば、ケイパビリティ・アプローチを新たな平等論と呼ぶのは不適切であるように見える。

むしろケイパビリティ・アプローチは、アーネソンが述べるように「十分論 (the doctrine of Sufficiency)」と呼ぶべきである (Arneson 2006, 22)。十分論の定義を提唱者フランクファートから引く。

「経済的資産について、道徳的観点から重要なものは、すべてのひとが同じだけもつべきだということではない。重要なものは各人が十分に (enough) もつべきだということである。もしみな十分にもっているならば、あるひとが他のひとより多くもっているかどうかは道徳的に重要ではない」(Frankfurt 1987, 134-5)

ヌスバウムは「重要なものは各人が十分にもつべき」ものはケイパビリティだとこの引用に一言付け加えるだけで同意すると思われる。だが、もしケイパビリティ・アプローチが十分論に分類されるならば、十分論に対して加えられている批判にも

直面せざるをえない。本節では、ここまでで確認された障害学の規範的主張に的確に応答できるケイパビリティ・アプローチの強みに関わる論点にかぎって検討する。

まず十分論一般にいえることだが、どこまで配分するならば閾値に達するに十分であるかを十分論が明示することはきわめて困難である (Arneson 2006, 27)。そのためケイパビリティ・アプローチは、市民全員のケイパビリティを無条件に閾値まで引き上げるために際限のない財の配分を要請することになるが、これは許容できるだろうか (Arneson 2000, 347-8, 2006, 27-31)。しかも、閾値に到達するのに著しく困難な一部の人びとがいる場合、社会環境を整備してその人びとのケイパビリティを引き上げることと、ほかの社会構成員のケイパビリティ確保とがトレードオフになる可能性があるだろう (Wasserman 2001, 238-9)。要するに、十分論にはコスト・ベネフィット計算の余地がないという批判である (批判1)。

批判1に対しては、センとヌスパウムで再反論への難易度が異なっている。センは、ケイパビリティは平等だけでなく効率性にも大いに配慮しなくてはならないし、たとえば社会総体と言ったほかの観点からの検証に耐えねばならないと当初より認めている (Sen 1992, 143-4, Alexander 2008, 74-6)。したがって、上述の十分論批判はセンには再反論可能である。しかし、ヌスパウムにとってこの批判は致命的でありうる。というのも、ヌスパウムは「どうしても閾値まで到達しないひと」がいる可能性を認めつつ、問題に対処しかねているからである (Nussbaum 2006a, 181)。

もう一つ取り上げておくべきなのは、ケイパビリティ・リストの妥当性への批判である (批判2)。これにはさらに二つの批判点を区別できる。一つは、そもそもリストは恣意的ではないのかという卓越主義への一般的な疑念である。もう一つは、リストの妥当性については譲ったとしても、どうしてケイパビリティ・リストすべてを満たす必要があるのかとのさらなる疑念がわくというものである (Arneson 2006, 25, Wasserman 1998, 197)。リストの中の一部のケイパビリティを欠いているとしても、十分に満足できるひとと想定できるだろう。たとえば、割り当てられた車椅子購入費用を、インターネッツなどを通じた自宅での交流などにあてる肢体不自由者を考えてみる。この人はリスト上の「身体的健全さ」ケイパビリティ

をいわば無駄にする選択を自発的になしているわけだが (Arneson 2006, 38)、だからといって人間の尊厳が損なわれているのだろうか。

ヌスパウムは、ケイパビリティ・リストは特定の善構想から独立に正当化できると主張している。ケイパビリティは自由で多元的な社会の政治原理にとつて源泉となるべきものである。それゆえ、なにをもってケイパビリティとみなすかは、善についてさまざまな包括的構想を抱く人びとの間での「重なり合う合意」で決定される (Nussbaum 2000, 76-7, 2006a, 70)。この正当化手法が「アリストテレス的社会民主主義」と調和するかどうかは議論の分かれるところだろうが (Nussbaum 1990, 228)、リストの妥当性を吟味する可能性は常に開かれていることはたしかである。またセンは自覚的にリストをオープンにし続けてもいる (Sen 1993, 47)。したがって、リストの内容に関しては、センもヌスパウムも批判②に再反論できるだろう。ケイパビリティ・リストは本質的に改訂可能なのである。もつとも、どんなものであれリストアップすること自体に懐疑的な論者に対してはこのかぎりではない。¹⁵⁾

ケイパビリティ・リストに挙げられているすべてのケイパビリティが等しく保障されなくてもよいとの批判②後半については、機能とケイパビリティの区別を再確認することで答えることができる。ケイパビリティの平等を積極的に社会正義の原理として打ち出すヌスパウムは、政治目標となるのはあくまでもケイパビリティであつて機能ではないと強調する (Nussbaum 2000, 87, 2006a, 171)。なるほど生活を人間的にするのはケイパビリティではなく機能であるとはいへ、だからといって人びとの選択の自由を政治社会が奪つてよいはずはない。選択の自由は最大限に尊重されなくてはならない。先の反例に登場する肢体不自由者が、車椅子購入費用を別の目的 (PC購入や高速回線敷設など) に費やすとしても、その選択は同様に認められるべきである。だが、彼がある日外出したいと思ひ立ち、しかもその場合には車椅子が必要であるとき、車椅子購入という選択をする機会が確保されていることが肝要なのである。車椅子があまりにも高価で、買いそろえてきたハイスペックの情報機器を売り払つてもまったく足りないとするれば、そのときはじめて政府の役割が粗上に上りうるのである。

本節ではケイパビリティ・アプローチを平等論陣営から区別して、十分論であるとあらためてその特徴を明らかにした。その上で十分論への二つの批判へのセンとヌスバウムの理論の耐性検査を試みている。ケイパビリティ・アプローチにはコスト・ベネフィット計算が欠落しているとの批判（批判1）は、センについてはともかくヌスバウムの深刻な理論的弱点を鋭く突いていた。ケイパビリティ・リストの妥当性に向けられた批判（批判2）には、センもヌスバウムも一定の回答を用意している。この検査結果をもとに、ケイパビリティ・アプローチ全体をいかに評価するかはまた別の課題であろう。

むすびにかえて

障害学のインパクトに応えうる配分的正義の理論の有力候補はケイパビリティ・アプローチであった。障害学研究者からもセンとヌスバウムが比較的高い評価をえているのも頷けよう。さらに、ケイパビリティ・アプローチは平等論というよりもむしろ一種の十分論であったが、十分論ゆえに抱え込まざるをえない困難に直面していた。稿を閉じるにあたって、ヌスバウムが回避できなかった十分論批判に対抗しうる議論を紹介しておきたい。

批判1の要諦は、ケイパビリティ・アプローチにはコストとベネフィットを比較考量する仕組みが不在なので、障害者のケイパビリティを閾値以上に引き上げるために際限なき再分配を招来しかねないが、そのような施策がそのほかの社会構成員の利益とトレードオフにならないと考えるのは楽観的にすぎるといったものであった。私は「ユニバーサルデザイン」がこの懸念を解消する一つの方向を示唆していると思う。

木原によれば、ユニバーサルデザインの核心とは、すべての人びとに「利用可能な選択肢の集合、つまり機会集合」を平等に開き「各人の自己決定の実質を確保しようとするデザイン活動」である（木原 一三三）。ユニバーサルデザインに則ると、たとえば、駅の昇降口にはエレベーター、エスカレーター、階段がセットで標準装備される。そうすることで、障害者

のみならず「高齢者や妊婦、体の弱い人（そうして社会的に弱い人々）から健康なひとまですべての人」の多様なニーズをくみ上げ、それにふさわしい選択肢を自由に選択する機会を可能とする（木原 一一〇）。この昇降口整備策にあつては、障害者とそれ以外の人がとの間に利益のトレードオフは原理的に生じえないはずである。ユニバーサルデザインの思想とケイバビリティ・アプローチとが根幹的な発想を共有しているのは一見して明らかでもある。ユニバーサルデザインに基づく社会環境整備を真剣に考慮するならば、ヌスbaum十分論の陥穽を乗り越える道筋が垣間見えてくるように思われる。

References

- Alexander, J. M., 2008, *Capabilities and Social Justice*. Cornwall: Ashgate.
- Anderson, E. S., 1999, "What Is the Point of Equality?", *Ethics*, 109(2), pp. 287-337.
- Arneson, R. J., 2000, "Luck Egalitarianism and Prioritarianism" in *Ethics*, 110(2), pp. 339-349.
- _____, 2006, "Distributive justice and basic capability equality: 'Good enough' is not good enough", in Kaufman, A. (ed.) *Capabilities Equality: Basic Issues and Problems*, N. Y.: Routledge, pp. 15-43.
- Benbaji, Y., 2006, "Sufficiency or Priority?" in *European Journal of Philosophy*, 14(3), pp. 327-348.
- Cohen, G. A., 1989, "On the Currency of Egalitarian Justice" in *Ethics*, 99, pp. 906-944.
- _____, 1993, "Equality of What?: On Welfare, Goods and Capabilities" in Nussbaum, M. C. and Sen, A. (ed.) *Quality of Life*. Oxford: Clarendon Press, pp. 9-29.
- Edwards, S. D., 2001, "Prevention of disability on grounds of suffering" in *Journal of Medical Ethics*, 27(6), pp. 380-382.
- Frankfurt, H. G., 1987, "Equality as a moral ideal", reprinted in his *The importance of what we care about*, 1988, Cambridge: Cambridge U. P., pp. 134-158.

- Hacking, I., 1999, *The Social Construction of What?*, Cambridge: Harvard U. P.
- Harris, J., 2001, "One principle and three fallacies of disability studies" in *Journal of Medical Ethics*, 27 (6), pp. 383-387.
- Koch, T., 2001, "Disability and difference: balancing social and physical constructions" in *Journal of Medical Ethics*, 27 (6), pp. 370-376.
- Nussbaum, M. C., 1990, "Aristotelian Social Democracy" in Douglas, R. B. et al. (ed.) *Liberalism and the Good*, London: Routledge, pp. 203-252.
- _____, 2000, *Women and Human Development*, Cambridge: Cambridge U. P.
- _____, 2006a, *Frontiers of Justice*, Cambridge: Harvard U. P.
- _____, 2006b, "Capabilities as fundamental entitlements", in Kaufman, A. (ed.) *Capabilities Equality: Basic Issues and Problems*, N. Y.: Routledge, pp. 4470-43.
- Oliver, M., 2009, *Understanding Disability* (2nd ed.), London: Palgrave Macmillan.
- Sen, A., 1982, "Equality of What?" in his *Choice, Welfare and Measurement*, Cambridge: Harvard U. P., pp. 353-369.
- _____, 1992, *Inequality Reexamined*, Cambridge: Harvard U. P.
- _____, 1993, "Capability and Well-Being" in Nussbaum, M. C. and Sen, A. (ed.) *Quality of Life*, Oxford: Clarendon Press, pp. 30-53.
- Wasserman, D., 1998, "Distributive Justice" in Silvers, A. et al. (ed.) *Disability, Difference, Discrimination*, Lanham: Rowman & Littlefield, pp. 147-207.
- _____, 2001, "Philosophical Issues in the Definition and Social Response to Disability" in Albrecht, G. L. et al. (ed.) *Handbook of Disability Studies*, Thousand Oaks: Sage, pp. 219-251.

木原英逸、二〇〇六「社会批判としてのユニバーサルデザイン」、村田純二編『共生のための技術哲学』未来社、一一〇—一二三頁。
 杉野昭博、二〇〇七『障害学 理論形成と射程』東京大学出版会。

堀田義太郎、二〇〇九「出生選択の倫理学——ジョン・ハリス「障害学の一つの原理と三つの誤謬」(二〇〇一)をめぐって」、『出生をめぐる倫理研究会 二〇〇八年度年次報告書』八一—九三頁。(http://www.arvi.com/2000/0903hy.pdf 二〇一一年五月三一日アクセス)

M・オリバー、二〇〇六『障害の政治』三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳、明石書店。

J・ロールズ、二〇一〇『正義論』(改訂版) 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳、紀伊國屋書店。

注

- (1) WHOが「障害」を新たに分類すべく二〇一一年に提案した「国際生活機能分類(ICF)」では、「人の生活機能と障害」は「健康状態と背景因子とのダイナミックな相互作用」と考えられている。ICFへの評価はともかく、障害の社会モデルときわめて近い発想に基づいているのは疑いを入れないと思われる。
- (2) 障害の社会モデルを障害の概念と同一視するエドワーズら障害学者と、障害を一種の「危害」だと概念規定するハリスとのJournal of Medical Ethics誌上での論争がすれ違いに終始しがちだったのは、部分的には前者がモデルと概念の違いにあまり関心を払わなかったからだと思われる(Harris 2001, Edwards 2001, Koch 2001)。この論争については、堀田がハリスの主張を批判的に分析しながら紹介している(堀田二〇〇九)。
- (3) リストが必要なのは、それが社会正義の実質をなすからである。ヌスバウムによれば、いかに正義構想を精緻に練り上げようとも、それに具体的内実が伴わなければ社会正義の国際比較などしようがない(Nussbaum 2006b, 58)。
- (4) ケイパビリティ・リストが単一で、障害者用のリストを拒否するのはステイゲマを回避するためとも解せよう(Nussbaum 2006a, 190)。
- (5) あるいは閾値設定そのものに懐疑的な論者もまたこの再反論に説得されまいだろう。この論点については、閾値を人間の「人格」としての特性(Personhood)にまで抽象化して関連づける十分論擁護が参考になるかもしれない(Benbaji 2006, 339-40)。

(6) センに言わせるならば、コーエンもまた機能とケイパビリティを混同して、ケイパビリティ・アプローチをミッドフェアにふわさしくないと批判している (Sen 1993, 42-6)。この節の文脈で述べ直すと、ケイパビリティは効用のみならず現実の自由な選択の「前」に位置するということになるか。

(かしわば・たけひで 宮崎大学教育文化学部 准教授)